

**【改正点・重点施策等】**

# 公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

## 1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

## 2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

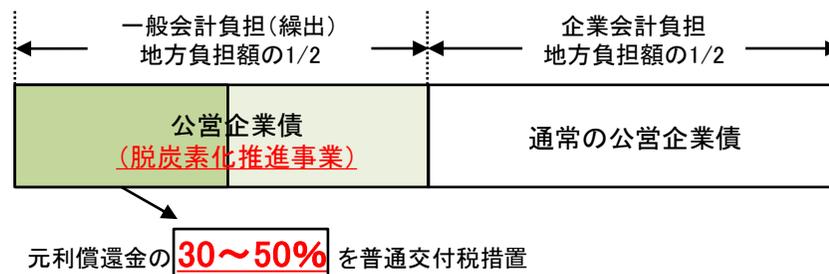
## 3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※ <sup>1</sup>	50%
省エネルギー (省エネ改修※ <sup>2</sup> 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※<sup>1</sup> 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※<sup>2</sup> 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

# 水道・工業用水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**小水力発電の導入**の取組に対して地方財政措置を講じ、水道・工業用水道事業における脱炭素化を推進。

## 対象事業

- 小水力発電の導入

※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象  
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

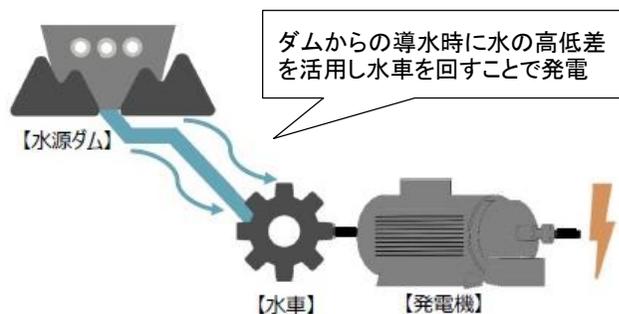
## 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

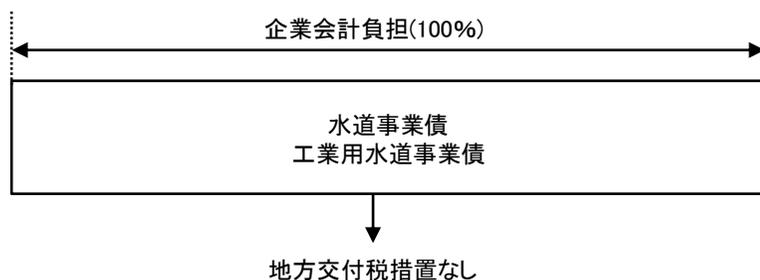
## 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に一般会計から出資(一般会計出資債)し、その元利償還金の**50%**を**普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

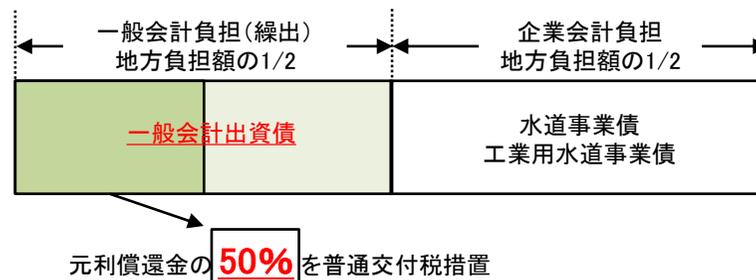
イメージ図



### 通常



### 脱炭素化推進事業



# 下水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN<sub>2</sub>Oの削減**の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

## 対象事業

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
  - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
  - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外



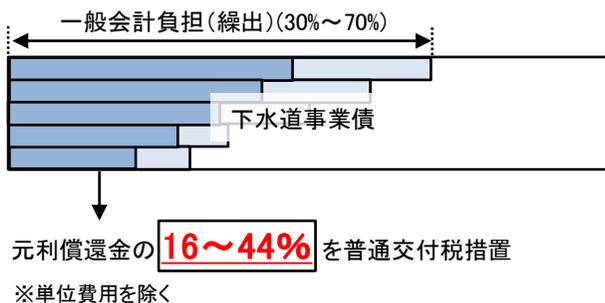
## 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

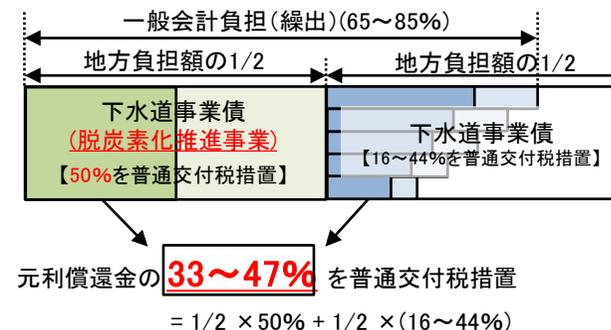
## 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の**50%を普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常下水道事業債を充当)

通常



脱炭素化推進事業



- 公営企業は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は一層厳しさを増している状況であり、持続可能な経営の確保に取り組むことが喫緊の課題。
- こうした中、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)において、水道・下水道・交通・医療分野等におけるデジタル化の取組を推進することとされた。
- DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要。



- 公営企業におけるDXの取組を推進するため、次の3つの方策を実施。

#### 方策① 人材面での支援

令和5年度における「経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに公営企業のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを創設する。

#### 方策② 先進的な事例の周知

公営企業におけるDXの先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和4年度中に作成・公表する。

#### 方策③ 現行制度の周知

令和5年度における公営企業債の取扱いにおいて、起債対象事業費にDXの取組に要する経費が含まれることを明確化する。

# 公営企業のDXについて②

○ 公営企業においては、以下のようなDXの先進的な取組が実施されている。

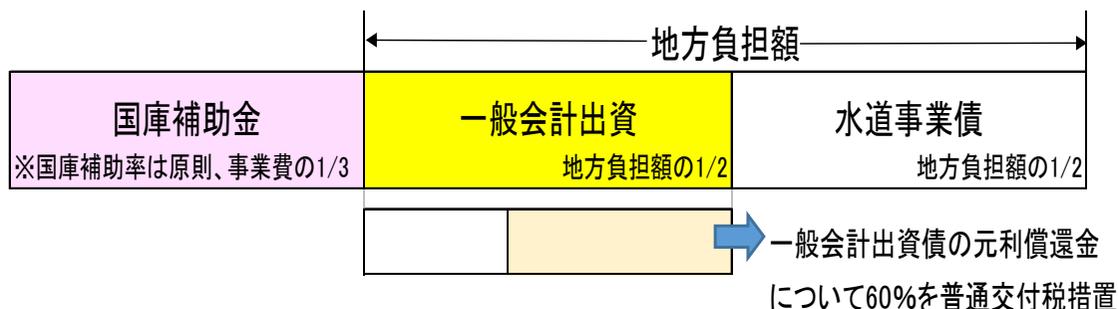
分野	項目	取組内容
水道	スマートメーターの導入	スマートメーターの通信機能を活用することで、検針業務の効率化と漏水の早期発見を図る。
	管路状況把握のデジタル化	水道管路に計測器を設置することで得られるデータ信号を解析することで、漏水調査の効率化を図る。
		AIによる機械学習を活用して衛星画像から水道水の反射特性を解析し、漏水可能性区域を把握することで、漏水調査の効率化を図る。
	施設の遠隔監視	<p>点在している浄水場の施設に設置した監視・通信端末を遠隔操作し、計測データをクラウド化することで、携帯端末による一括監視・管理を可能とし、施設維持管理の効率化を図る。</p> <p>ドローン(小型無人航空機)によって水管橋の劣化状況を確認することで、点検業務の効率化・高度化を図る。</p>
運転管理の自動化	AIによる機械学習を活用して浄水場の水質データの解析、解析結果に基づく薬品注入及び効果の確認を自動で実施することで、運転管理の効率化を図る。	
下水道	管路状況把握のデジタル化	管きよの老朽化の程度や浸水履歴を地図上で把握できる下水道リスク評価システムの活用により、合理的な改修等を図る。
		管路内を走行し全方位画像を取得する調査用カメラを導入するとともに、その記録から管路状況を半自動で判定することで、管路管理の効率化を図る。
	汚水管に設置した集音装置による音響データをAI解析することにより、雨天時侵入水の流入を短期間・低コスト・安全に検知する。	
施設の遠隔監視	光回線を活用して周辺町村の処理場を遠方監視することにより、処理場管理の効率化を図る。	
運転管理の自動化	下水処理に用いる最適な空気量等を機械学習によって自動演算するとともに自動制御することで、処理場の運転管理の効率化を図る。	
交通	運行情報のデジタル化	乗降客センサーから得た混雑情報やバスの運行状況をQRコードによりリアルタイムで利用者が確認できるよう、システム・HPを改修し利便性の向上を図る。
	PTPSの導入(公共車両優先システム)	バス車載器の通信により公共車両が円滑に交差点を通過できるよう信号を制御することで、定時性の確保を図る。
医療	遠隔医療	病院間で5G通信を用いて高精細映像を安定的に伝送することにより、専門医不足の医療機関におけるオンライン診療を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		撮影した画像データ等を病院間で共有できるシステムを構築することで、専門医不足の医療機関におけるオンライン病理診断を可能とし、地域医療の質の向上を図る。
		患者に提供したウェアラブル型端末のアラート機能を利用して患者の重症化を予防し、医師の業務負担軽減を図る。

# 水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

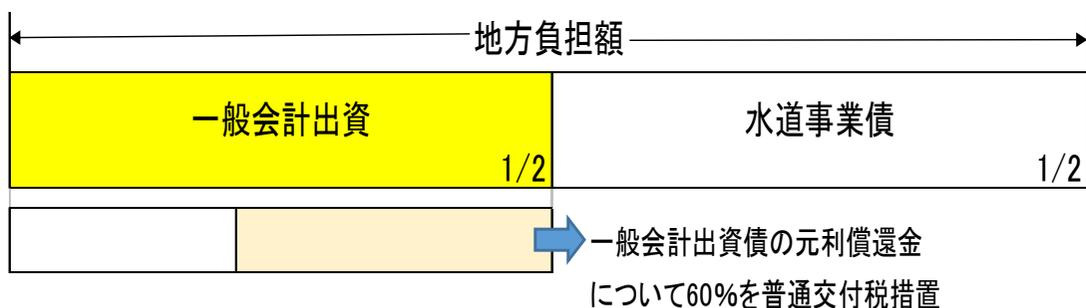
## 【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

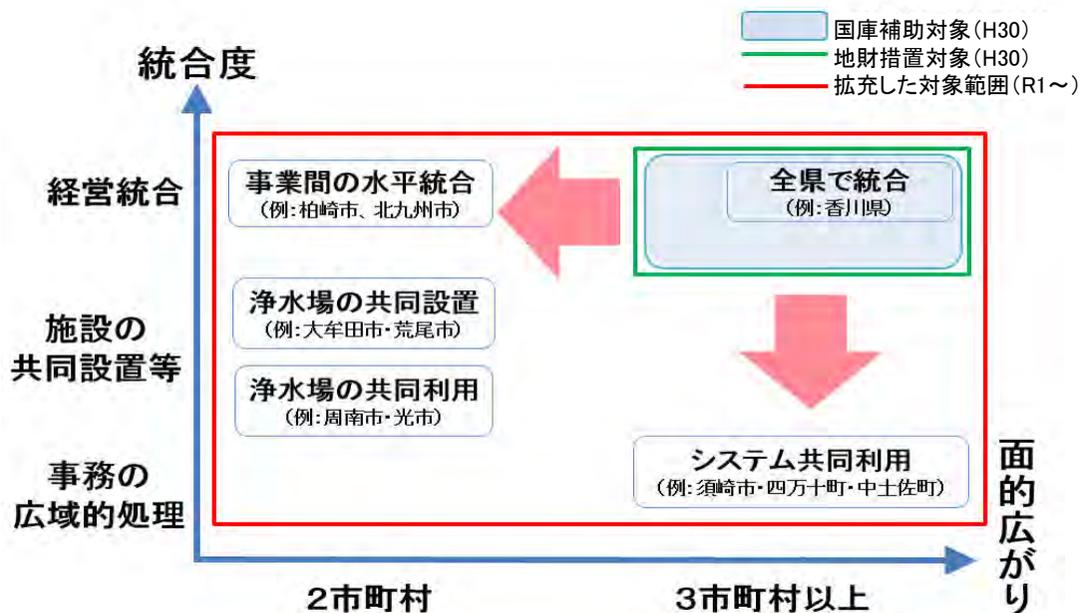
### （国庫補助対象事業）



### （地方単独事業）



### （地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



# 公立病院経営強化の推進

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制への対応
- ・新興感染症への備え
- 等

総務省

&lt;令和4年3月&gt;

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

&lt;令和4年度又は5年度中&gt;

「公立病院経営強化プラン」の策定

## 公立病院経営強化プランの内容

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

### (5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

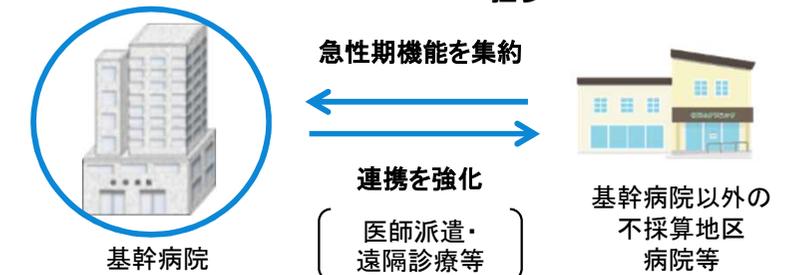
### (6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

## 機能分化・連携強化のイメージ(例)

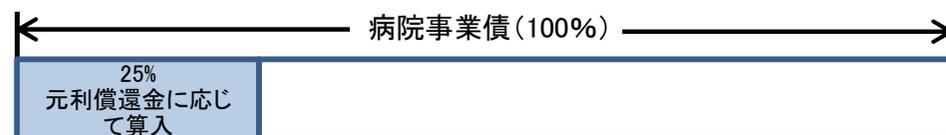
医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う



## 【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備(特別分)》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

## 1 建築単価の見直し

公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、資材費高騰等の状況を踏まえ、**47万円/㎡から52万円/㎡へ引上げ**。なお、令和5年度の病院事業債から適用。

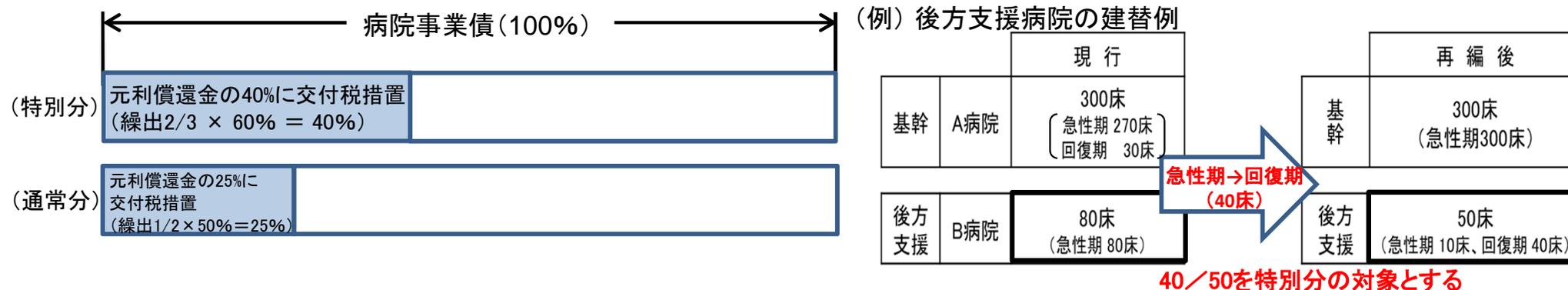
## 2 不採算地区病院等に対する特別交付税基準額引上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍の影響が縮小して以降も、患者数の減少による収益減、職員給与費・材料費等の費用増により厳しい経営が続いていることや医師の働き方改革が経営に与える影響等を踏まえ、令和3年度から実施している**特別交付税措置の基準額引上げ(30%)措置**を、令和6年度においても継続(公的病院等についても準じた措置を講ずる。)

## 3 公立病院の病床機能転換の推進

公立病院の経営強化を推進し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化に伴う機能分担により基幹病院以外の医療施設において必要となる**既存施設の改修に加え、建替え(当該施設の病床機能転換に必要な部分に限る。)**について病院事業債(特別分)の対象に追加。

※ 基幹病院と基幹病院以外の医療施設(後方支援病院)との間で、病床転換に係る両院の機能分化・連携強化等を明記した協定書、連携協約等を締結し公表することを条件とする。



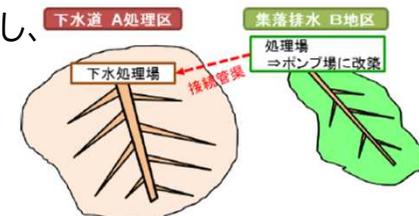
### <広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

### <「広域化・共同化計画」策定の要請> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表

### 【処理場の統廃合】



### <地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）**。

### <処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <b>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</b>	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <b>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</b>	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
	うち70%を普通交付税措置	

### <地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

# 交通事業債（経営改善推進事業）の創設

テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設する。

## 【対象事業】

地方財政法に定める資金の不足額が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

## 【発行対象】

改定した経営戦略等に基づく経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能とする。

- ① 資金不足額（流動負債－流動資産）
- ② 経営改善の実施に必要な経費

### 【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

### 【必要な経費の例】

- プログラム改修
- ICカードシステム負担金
- 調査費用

## 【経営改善効果額の算定方法】

経営改善の取組毎の「収支改善見込額×効果年数（最大5年分）」の合計額

※1 本交通事業債の発行初年度の前年度における減価償却前経常損益が黒字の事業に限り、活用前年度までに開始した取組も対象とするが、効果年数の算定において、既に経過した年数を控除する。

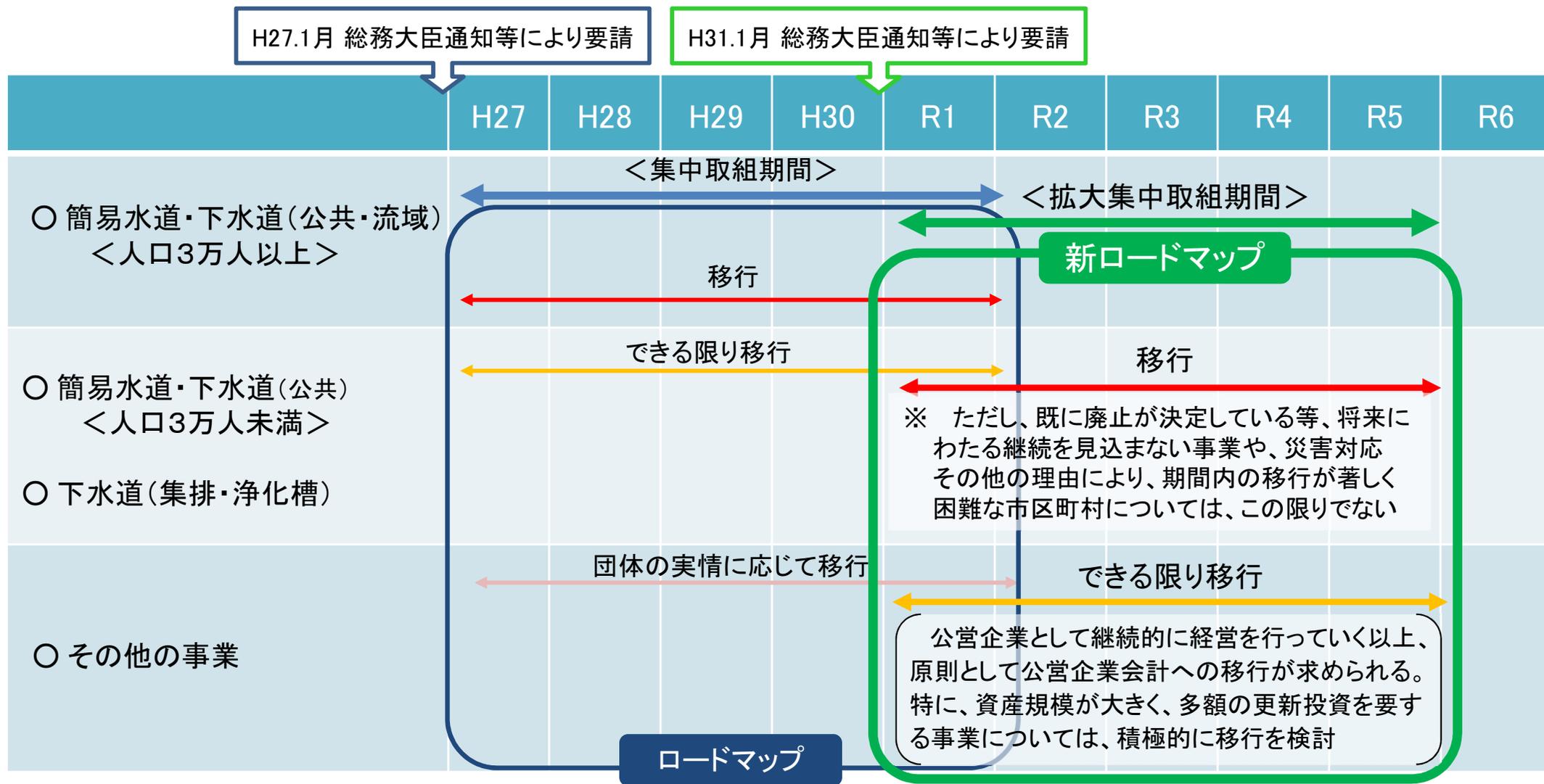
※2 前年度の減価償却前経常損益が赤字の事業は、当該赤字額に5を乗じた額を合計額から控除する。

経営改善効果額 算定例(※1)	単年度 効果額(A)	効果継続 年数(B)	経営改善 効果額(A×B)
R6実施: 運賃料金制度見直し	3	5	15
R4実施: 駅ナカビジネスの拡充	10	3	30
<b>R6起債限度額</b>			<b>45</b>

【発行期間】 令和6年度～令和8年度

【一般会計繰出】 なし

# 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ



ロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、地方財政措置を講ずるとともに、令和3年度より総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業(経営・財務マネジメント強化事業)を実施。

## 公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があるがあり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

## 公営企業会計適用の取組

## 現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.9%の事業が適用見込み(※)
- 一方、その他の事業については、19.2%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R5.4.1時点の取組状況



## 令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請  
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

## 主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
  - ・ 公営企業会計適用債
  - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
  - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
  - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
  - ・ マニュアル・Q&A集等

## 地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
    - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
    - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
    - ・ 資本費平準化債 (※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から  
その他の事業についてはR11年度から

# 公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

## 1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
  - ※ 財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
  - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の55%に繰出し、元利償還金の55%に普通交付税措置
  - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
  - ー 上記以外の事業: 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置  
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和10年度まで

## 2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和10年度まで

## 3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

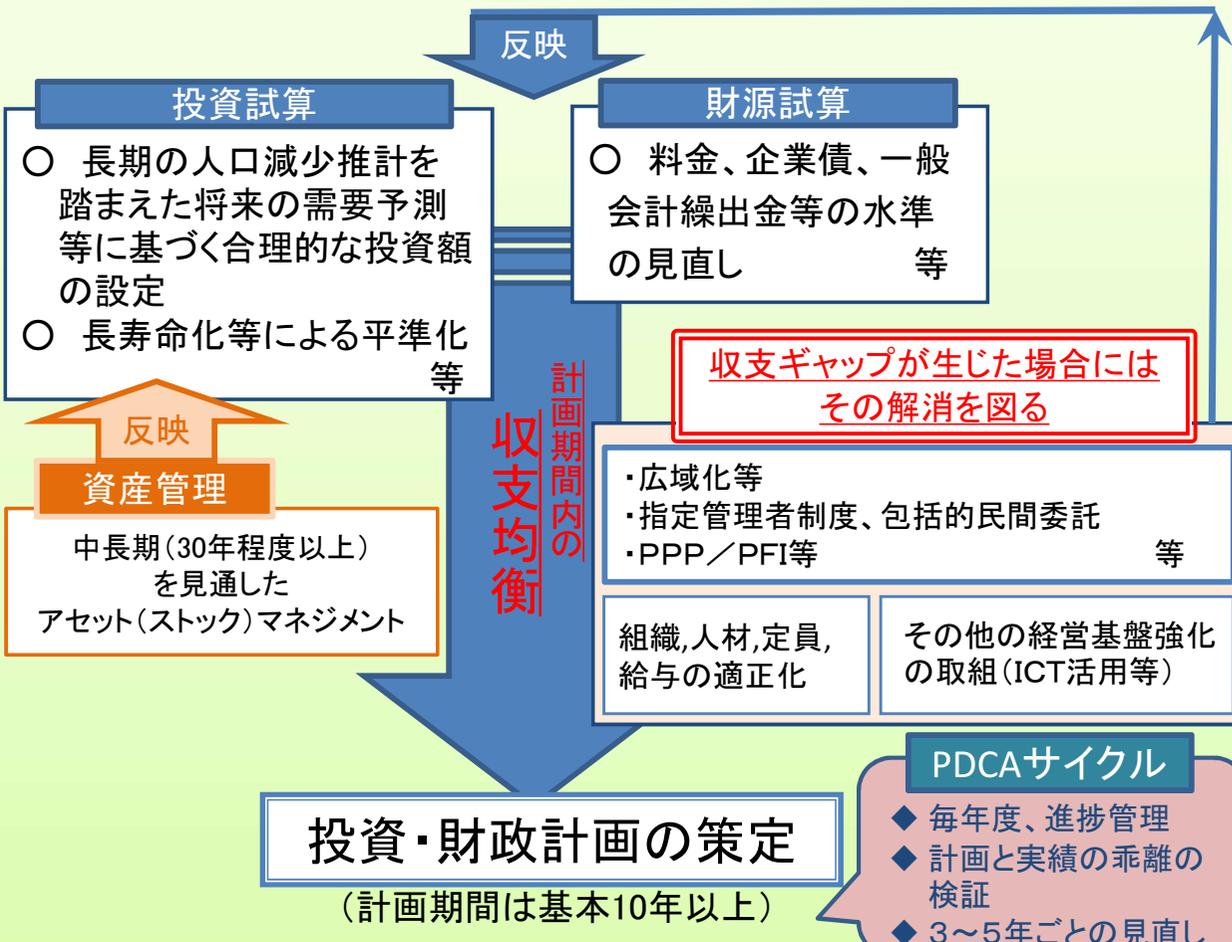
- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和7年4月1日までに会計適用する下水道事業及び簡易水道事業並びに令和11年4月1日までに会計適用するその他の事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

# 公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までの策定を要請。  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)  
○令和7年度までの改定を要請。  
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

## 経営戦略 [イメージ]



- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

## 経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表  
(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)
- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表  
(平成31年3月策定・公表)

### ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、3年~5年毎の改定が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図るよう要請。
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

## 策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- 令和3年度までに98.0%が策定予定。  
(令和3年3月31日時点の策定率は90.8%。)

## 財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
  - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
  - ・下水道事業の高資本費対策

## 経営戦略の改定に当たっての留意事項

### 「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
  - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
  - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
  - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
  - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

### 令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後**も、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする**交通事業債（経営改善推進事業）の対象事業**は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、**経営戦略を改定済又は改定に着手済（※）の事業**としていること。
  - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

### 事業概要

#### (1) アドバイザーを派遣する支援分野

##### ○ 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ DX・GXの取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクターの経営健全化

##### ○ 公営企業会計の適用

##### ○ 地方公会計の整備・活用

##### ○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)

##### ○ 地方公共団体のDX

##### ○ 地方公共団体のGX

##### ○ 首長・管理者向けトップセミナー

#### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣 (各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

#### (3) 事業規模

- 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)

## 経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月22日、23日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
1月26日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び 派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
4月上旬	派遣申請の2次照会
6月下旬	2次派遣申請締切
7月上旬	派遣申請の3次照会
9月下旬	3次派遣申請締切
10月上旬	派遣申請の4次照会
12月下旬	4次派遣申請締切

# 【留意事項】

## 地方債同意等基準

### 第二 協議団体に係る同意基準

#### 一 一般的同意基準

##### 1 一般的事項

- (1) 地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。
- (2) 地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

##### 2 地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

- (1) 公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費及び準建設改良費（省令第12条及び附則第8条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。）（以下「建設改良費等」という。）等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入、合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

## 公営企業債の簡易協議等手続における留意事項について

- 1 適債性の考え方は基本的に一般会計債に準じる。起債協議の対象である建設改良費とは、固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費のことであるので、単なる修繕費や一般的調査費は対象外となるので注意すること。
- 2 公営企業債と一般会計債では起債協議等手続時の様式が異なるため、公営企業担当が送付する「公営企業債の協議等手続及び届出手続に係る起債予定額等の照会について」に添付された様式を用いて作成すること。また、事業債ごとの提出書類一覧をよく確認すること。
- 3 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、令和5年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する以下の事業については、投資・財政計画を提出すること。
  - ①赤字の事業
    - ・法適用企業：繰越欠損金を有し、又は資金不足額（地方財政法上の資金不足）を有する企業
    - ・法非適用企業：資金不足額を有する事業
  - ②新規事業（大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）
  - ③準建設改良費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業（資本費平準化債、特別措置分、公営企業会計適用債等）
  - ④建設改良費等以外の経費に充当する公営企業債を起こすこととしている事業（退職手当債、公営企業施設等整理債等）
- 4 資本費平準化債及び特別措置分の発行を予定している団体は、普通交付税の算定スケジュールとの関係上、原則として、今回の第1次分で提出すること。提出の際は、その基礎数値の根拠資料及び算出シート等を提出すること。
- 5 地方財政法上の資金不足比率が10%以上の公営企業は許可公営企業となり、「資金不足等解消計画」の策定を前提に許可を行うことになるので、スケジュールに留意すること。  
※財政健全化法上の資金不足比率が20%以上の公営企業については、「資金不足等解消計画」の策定は要しないが、別途「経営健全化計画」の策定が必要となる。

年度 下水道 事業 起債 計画 書

公営企業債分

一般会計債と異なり、金額欄が補助分と単独分に分かれていることに注意

該当する区分に「○」囲みをする。

(単位:千円)

団体(組合)名	●●市	組合構成団体名		人口	△○千人	新設、増設、改良 移転の別					
事業名	△△施設整備事業			施工場所(所在地)	●●市△△						
施行事項	全体計画	起工完成 令和4年度 令和6年度	前年度以前施行分		本年度計画		翌以降年度				
	事業内容	補助分 金額	単独分 金額	補助分 金額	単独分 金額	事業内容	補助分 金額	単独分 金額	補助分 金額	単独分 金額	
	対象内	本工事費	120,000	21,550	0	0	本工事費	30,000	11,550	90,000	10,000
		用地費(3筆)	60,000		25,000		用地費(1筆)	25,000		10,000	
		補償費(5件)	75,000		30,000		補償費(2件)	15,000		30,000	
		委託費(実施設計、用地測量)	45,000		20,000		委託費(実施設計)	25,000		0	
	小計	300,000	21,550	75,000	0		95,000	11,550	130,000	10,000	
	対象外	委託費(台帳整理)	3,000		0		委託費(台帳整理)	3,000		0	
		小計	3,000		0			3,000		0	
	合計	303,000	21,550	75,000	0		98,000	11,550	130,000	10,000	
対象内の財源内訳	国庫支出金	240,000		60,000		起債額は、10万円未満の端数を切り捨てること。	76,000		104,000		
	起債	公営企業債	60,000	21,500	15,000		19,000	11,500	26,000	10,000	
	一般財源			50				50		0	
	その他	県支出金				事業施行に必要な法令上の手続き、市町村における予算措置状況(地方債分も含む)、補助金交付決定状況などを記入する。					
	分担金・負担金										
他会計繰入金											
合計	300,000	21,550	75,000	0		95,000	11,550	130,000	10,000		
事業概要	事業概要は、実施内容(整備内容)及び目的を端的・明確に記入する。また、全体計画及び今年度実施内容も記入する。		事業施行に必要な各種 手続の状況	・事業認可 ●年●月○日 ・令和○年度当初予算計上 ・補助金交付申請 令和○年○月○日 ・補助金交付決定 令和○年▲月○日	国庫補助 負担金 の内容	国の予算上の科目(項)沖縄振興交付金事業推進費 (項・目・目細)(目)沖縄振興公共投資交付金 所管省庁(部局課名) 国土交通省(○○局●●課) 補助負担率 80%					
			その他の 参考事項	・社会資本整備に関する事業 G5-4 ・補助金:95,000千円(起債対象事業費)×補助率80%=76,000千円 ・起債協議額 補助分:(95,000千円(起債対象事業費)-76,000千円(補助金))×充当率100%=19,000千円…① 単独分:11,550千円(起債対象事業費)×充当率100%=11,550千円=11,500千円(10万円未満切り捨て)…② ①+②=30,500千円							

沖縄振興公共投資交付金事業については、同交付金制度要綱「第4 交付対象事業」の別表に記載されている事業名及びコードを記入する。

国庫支出金及び起債可能額の算出が分かる計算式を記入する。

